

議案第 77 号

飯能市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

飯能市職員定数条例（昭和 38 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「517 人」を「510 人」に、「63 人」を「62 人」に改め、同項第 3 号中「4 人」を「5 人」に改め、同項第 7 号中「109 人」を「98 人」に改め、同項第 8 号中「47 人」を「40 人」に改める。

附則第 3 項中「9 人」を「11 人」に、「1 人」を「2 人」に、「36 人」を「32 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする (1) 省略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>510</u>人(うち<u>62</u>人は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員とする。) (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>5</u>人 (4)～(6) 省略 (7) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>98</u>人 (8) 企業職員 <u>40</u>人 2 省略 附 則 1～2 省略 3 当分の間、第2条第1項第2号に規定する職員のうち<u>11</u>人、同項第3号に規定する職員のうち<u>2</u>人、同項第5号に規定する職員及び同項第6号に規定する職員のうちそれぞれ3人、同項第7号に規定する職員のうち<u>32</u>人並びに同項第8号に規定する職員のうち5人は、併任の職員とする。	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする (1) 省略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>517</u>人(うち<u>63</u>人は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員とする。) (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>4</u>人 (4)～(6) 省略 (7) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>109</u>人 (8) 企業職員 <u>47</u>人 2 省略 附 則 1～2 省略 3 当分の間、第2条第1項第2号に規定する職員のうち<u>9</u>人、同項第3号に規定する職員のうち<u>1</u>人、同項第5号に規定する職員及び同項第6号に規定する職員のうちそれぞれ3人、同項第7号に規定する職員のうち<u>36</u>人並びに同項第8号に規定する職員のうち5人は、併任の職員とする。

参 考

職 員 定 数 の 比 較

(単位：人)

令和8年4月1日		令和7年4月1日		増減 (A)-(B)
区 分	職員定数 (A)	区 分	職員定数 (B)	
(1) 議会事務局	6	(1) 議会事務局	6	
(2) 市長の事務部局		(2) 市長の事務部局		
		秘書室	4	△4
		防災危機管理室	6	△6
行政不服審査室（併任）	3	行政不服審査室（併任）	3	
総合政策部 （併任2人を含む。）	39			39
		企画総務部 （併任3人を含む。）	44	△44
総務部 （併任3人を含む。）	66			66
		財務部	48	△48
市民生活部	67	市民生活部	69	△2
環境経済部 （併任3人を含む。）	51	環境経済部	36	15
		農林部 （併任3人を含む。）	20	△20
健康福祉部	108			108
うち福祉事務所	33			33
		福祉部	55	△55
		うち福祉事務所	33	△33
こども支援部	102	こども支援部	102	
うち福祉事務所	27	うち福祉事務所	22	5
		健康推進部	53	△53
都市建設部	63	建設部	63	
会計管理者等	7	会計管理者等	7	
調整人員	4	調整人員	7	△3
計	510	計	517	△7
(3) 選挙管理委員会 （併任2人を含む。）	5	(3) 選挙管理委員会 （併任1人を含む。）	4	1
(4) 監査委員事務局	3	(4) 監査委員事務局	3	
(5) 公平委員会（併任）	3	(5) 公平委員会（併任）	3	
(6) 農業委員会事務局 （併任3人を含む。）	6	(6) 農業委員会事務局 （併任3人を含む。）	6	
教育委員会事務局・教育 (7) 機関 （併任32人を含む。）	98	教育委員会事務局・教育 (7) 機関 （併任36人を含む。）	109	△11
(8) 企業（上下水道部） （併任5人を含む。）	40	(8) 企業（上下水道部） （併任5人を含む。）	47	△7
合 計	671	合 計	695	△24

(注) 市長の事務部局の調整人員のうち、2人は福祉事務所

職員定数の主な増減理由

(単位：人)

区 分	理 由	増減
(2) 市長の事務部局		
秘書室	秘書広報課へ業務を移管することによる減員	△ 4
防災危機管理室	防災危機管理課へ業務を移管することによる減員	△ 6
総合政策部（新設）	企画総務部を分割し、財務部と統合し、秘書広報課、情報システム課を新設することによる増員	39
企画総務部	部を再編することによる減員	△ 44
総務部	企画総務部を分割し、防災危機管理課を新設し、財務部から市民税課、資産税課、収税課を移管することによる増員	66
財務部	部を再編することによる減員	△ 48
市民生活部	行政センター管理課及び人権くらし安全課を新設し、交通政策課を廃止することによる減員	△ 2
環境経済部	農林部を統合し、業務を移管することによる増員	15
農林部	部を再編することによる減員	△ 20
健康福祉部（新設）	福祉部と健康推進部を統合し、業務を移管することによる増員	108
福祉部	部を再編することによる減員	△ 55
健康推進部	部を再編することによる減員	△ 53
調整人員	調整人員の減員	△ 3
計		△ 7
(3) 選挙管理委員会	併任の見直しによる増員	1
(7) 教育委員会事務局・教育機関	部を再編することによる減員及び併任の見直しによる減員	△ 11
(8) 企業（上下水道部）	現配置数を踏まえた見直しによる減員	△ 7
合 計		△ 24